

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群及び「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」関連施設周遊カードラリー企画運営業務委託業務仕様書

1 業務名

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群及び「明治日本の産業革命遺産」関連施設周遊プログラム企画運営業務

2 業務目的

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会では、平成30年度より毎年7月の「海の日」に合わせて、本遺産群の構成資産やガイダンス施設、周辺の観光施設への来訪促進を目的としたイベントを開催している。これまでの取組として、「明治日本の産業革命遺産」と連携した「クイズラリー企画」（令和4年度）や、「カードラリー企画」（令和5年度及び令和6年度）を実施してきた。

本業務は、これまでの実績を踏まえたカードラリーを実施し、本県に所在する2つの世界遺産（「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」と「明治日本の産業革命遺産」）への周遊を促すことを目的とする。

実施にあたっては、従来のカードラリー形式を継続しつつも、単なるカードの収集にとどまらず、各地点で得られる情報や体験が参加者のさらなる学習意欲へとつながる工夫を行う。これにより、各資産の歴史的・文化的価値、さらには世界遺産としての普遍的価値を継続的に学びたいと思う契機を提供するイベントとする。

具体的には、令和8年7月20日（海の日）から10月4日（日）にかけて、構成資産等への来訪及び広域周遊を促進するカードラリーを企画・運営するとともに、関連情報を集約した特設サイトの構築等を行う。あわせて、イベント終了後も参加者が世界遺産への興味関心を持続させ、継続的に学びを深められる仕組みを構築するものとする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年10月30日（金）まで

4 業務委託の内容

- (1) 「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」及び「明治日本の産業革命遺産」関連施設周遊カードラリーの企画・運営
 - ・ 本県内の世界遺産構成資産、世界遺産ガイダンス施設（海の道むなかた館、福津市歴史資料館、宗像大社神宝館、スペースラボANNE X、中間市地域交流センター、大牟田市石炭産業科学館等）、及び周辺の文化資源等を効果的に周遊させるプログラム（カードラリー形式）を企画・実施すること。
 - ・ 提案内容のコンセプトに応じた、周遊カードラリーのタイトルを提案すること。
 - ・ 構成資産やガイダンス施設への来訪を通じて、単なるカード収集にとどまらず、本遺産群や地域の歴史・文化を深く学べる工夫を行うこと。あわせて、参加者の達成感を満たし、再訪やさらなる広域周遊を促す仕組みを盛り込むこと。

- ・ 収集したカードをフックとして、参加者同士の交流（過去にはカードバトル大会を開催）を深めるための工夫を提案・実施すること。
- ・ 本業務終了後においても両遺産群の認知度及び関心度の維持を図るため、参加者に対して関連 SNS アカウントのフォロー等を促し、継続的な情報発信の受け手となる仕組みを構築すること。
- ・ 周遊プログラム全体の運営管理を行うこと。なお、参加者へのノベルティ等を提案する場合は、応募受付、抽選、当選者への発送作業（梱包費・郵送費等の諸経費を含む）及びノベルティの制作費等の必要経費はすべて本委託業務に含むものとする。ただし、各施設における窓口でのカード配布等に係る直接的な窓口対応業務は含まない。

（２）カードのデザイン制作及び印刷等

○ カードのデザイン制作

- ・ 構成資産やガイダンス施設等への訪問により取得できるカードのデザイン（計 30 種）を制作すること。
- ・ カード表面には、委託者が提供する解説テキスト及び適切なイラストや写真等を用い、各資産の魅力を的確に伝えるデザインとすること。
- ・ また、全カードを収集した参加者のみが取得できる「レアカード」のデザインを別途制作すること。
- ・ 掲載するテキスト内容は、委託者より提供する。

○ カードの仕様等

- ・ 寸法は 88×63mm とし、アートポスト紙を使用すること。
- ・ 両面カラー、両面 PP 加工、付け合わせ印刷、角丸仕上げとすること。
- ・ レアカードについては、参加者の収集意欲を喚起する特殊な加工（ホログラム加工等）を提案・実施すること。

○ 印刷部数及び配置場所

- ・ 全体の印刷数量は 60,300 枚（ノーマルカード 60,000 枚、レアカード 300 枚・増刷分を含む）を目安とすること。
- ・ 各カードの詳細な印刷内訳及び各施設への配置場所・配分数量については、委託者と協議の上、決定すること。

（３）カードラリーのプロモーション

- ・ (1)で企画したカードラリーの効果的なデジタルプロモーションを実施すること。
- ・ SNS 等のデジタル媒体を利用した広告配信等を行い、広く参加を呼びかけること。なお、広告出稿料等の経費が発生する場合は本委託費に含めること。

（４）ポスターおよびチラシのデザイン制作

- ・ カードラリーの企画内容、カードの配布場所及び取得条件等を分かりやすく明記すること。
- ・ 幅広い年齢層の参加意欲を喚起する視覚的なデザインとし、各施設や周辺観光拠点等での掲示・配架に適したポスター及びチラシを制作すること。

- (5) 周遊カードラリー特設サイトの制作・運営
- ・ 本企画の概要、カード配布場所、参加条件等を分かりやすく集約した特設サイトを制作し、期間中の運営・保守を行うこと。
 - ・ 幅広い年齢層が閲覧することを想定し、直感的な操作性（UI）を備えるとともに、スマートフォン等のモバイル端末からの閲覧に最適化（レスポンス対応）させること。
- (6) 実施効果の測定・分析及び実績報告書の作成
- ・ 本企画の実施期間中または終了後において、参加者の属性、周遊動態、学習効果等に関するデータ収集（アンケート調査等）を実施すること。
 - ・ 各業務項目（企画運営、プロモーション等）の実施結果を取りまとめ、収集したデータを客観的に分析すること。その分析方法、結果、及び次年度以降の施策（継続的な周遊促進等）に向けた課題と展望をまとめた詳細な「実績報告書」を執筆・提出すること。

5 留意点

本業務実施にあたっては、発注者と十分に調整を行った上で進めること。

6 成果物

(1) 事業実施計画書

内 容：業務全体のスケジュール、実施体制等を記載した計画書。

提出時期：契約締結後、速やかに

(2) 各種制作物

内容：

周遊カード（ノーマルカード 30 種、レアカード 1 種）一式（計 60,300 枚程度）

提出時期：イベント開始日の 7 日前まで

広報用ポスター及びチラシデザインデータ 各 1 部

提出時期：イベント開始日の 40 日前まで

(3) 各種制作物の電子データ

内容：

カード、ポスター、チラシ等のデザインデータ一式。印刷用の完全データ（PDF 等）に加え、委託者が将来的に文字やレイアウトの修正・二次利用を行うことができる編集可能な元データ（Illustrator 形式等、アウトライン化前後の両方）を含むこと。

提出時期：事業完了日まで

(4) 特設サイトのアクセス解析データ

内容：

サイト運用期間中のアクセス解析データ（PV 数、ユーザー属性、流入経路等）。

提出時期：事業完了日まで

(5) 実績報告書（データ分析結果を含む）

内容：本業務のすべての実施内容を取りまとめた報告書。

提出時期：事業完了日まで

7 納入場所

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会事務局
(福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課)

8 その他委託に関する事項

- (1) 本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書及び実施工程表を作成し、発注者へ提出のこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、本協議会と受託者が協議の上、定めることとする。なお、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と考えられるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 委託業務の成果物に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、当該成果物の引渡しの時をもって、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（以下「協議会」という。）に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果物について、協議会及び協議会が指定する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。成果物の中に、第三者が従前より有している著作権等（フリー素材や既存のイラスト等）が含まれる場合、受託者は当該既存著作物の使用について、協議会が将来にわたり本事業の目的の範囲内で当該成果物を自由に二次利用できるよう、受託者の責任と負担において必要な権利処理（利用許諾の取得等）を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (5) 受託者は信義を守り、誠実に業務を履行すること。

9 連絡先

福岡県市町村・地域振興部文化局九博・世界遺産・文化施設課

住所：福岡県福岡市博多区東公園7-7

電話：092-643-3162

FAX：092-643-3163

MAIL：sekaiisan@pref.fukuoka.lg.jp